

## 答申 6 2 号 ( 諮問第 6 3 号 )

「廃棄物処分場施設設置について、事業者の に対して為された道水路の用途廃止許可及び払下げ許可に伴う道路法第 3 2 条に基づく道路占有許可に関する全ての書類。」の不存在決定に対する異議申立てに係る答申書

## 第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当であり、取り消す必要はない。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 公文書開示請求

異議申立人（以下「申立人」という。）は、群馬県情報公開条例（以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、群馬県知事（以下「実施機関」という。）に対し、平成15年3月10日付けで、「廃棄物処分場施設設置について、事業者の  
に対して為された 道水路の用途廃止許可及び払下げ許可に関する全ての書類。およびそれに伴う 道路法第32条に基づく道路占有許可に関する全ての書類。」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

実施機関は、平成15年3月24日、本件請求に係る公文書を「廃棄物処分場施設設置について、事業者の  
に対して為された道水路の用途廃止許可及び払下げ許可に伴う道路法第32条に基づく道路占有許可に関する全ての書類。」であると判断し、不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、公文書が存在しない理由を次のとおり付して、請求人に通知した（なお、「廃棄物処分場施設設置について、事業者の  
に対して為された 道水路の用途廃止許可及び払下げ許可に関する全ての書類。」については、別途不存在決定がなされている。）。

公文書が存在しない理由

近辺を通る主要地方道及び一般県道においては道路法第32条に基づく道路占用許可申請がされていないため。

なお、同地区近辺を通る他の道路の占用については所管外である。

### 3 異議申立て

申立人は、行政不服審査法第6条の規定に基づき、平成15年3月31日、本件処分を不服として実施機関に対し異議申立てを行った。

### 4 諮問

実施機関は条例第26条の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会（以下「審査会」という。）に対して、平成17年1月20日、本件異議申立事案の諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

## 第3 争点

近辺を通る主要地方道及び一般県道において、道路法第32条に基づく道路占用許可申請がなされ、それに関連する公文書が存在するか。

## 第4 争点に対する当事者の主張

争点（公文書の存在について）

### （1）申立人の主張

実施機関は、廃棄物処分場（以下「本件施設」という。）について、近辺を通る主要地方道において、道路法第32条に基づく道路占有許可申請がなされていない、と主張するが、次の理由により、本件公文書は存在しなければならない。

ア 当該主要地方道（県道）から本件施設に至るまで、 が の費用で のためにつくる搬入道路が設置されるようだが、平成15年3月21日頃から県道に接する現場に建設機械等が多数搬入され、道路工事がはじまっていること。

イ この搬入道路は、市道改良工事として、市長が道路法による承認もしくは認定など、なんらかの許可を与えているようだが、実際には市も認めているように の私道であること。

ウ この私道に対して、県道の道路管理者である県は、平成10年12月8日に、私道管理者の ではなく、なぜか市長に対して、道路による交差協議許可を与えたこと。

エ 私道である搬入道路も県道も、互いに幅員が4m以上あることから、交差協議の際には、道路法第24条や第95条の2の観点から、信号機、歩道、付加車線、道路拡幅、横断歩道、排水路、安全標識等の施設や設備を県道上に設ける必要があること。

オ 私道設置のために、こうした県有財産を利用することが必要になると考えられるから、交差工事の協議の際には、これらについて道路法第32条の道路占有許可申請が不可欠のはずであること。

カ 占有主体である は、県道に接した土地で、既に当該道路工事に着手していることから、道路法第32条による占有許可申請が、県に対してなされていないはずがない。もしも、申請がされていないとなると、 には県道との取付道路の工事をする資格がないこと。

## （2）実施機関の主張

近辺を通る主要地方道及び一般県道においては道路法第32条に基づく道路占有許可申請が該当事業者からされていない。

なお、同地区近辺を通る他の道路の占有については所管外である。

よって、当該公文書を保有していない。

## 第5 審査会の判断

### 争点（公文書の存在について）

申立人は道路法第32条に基づく道路占有許可申請に係る公文書が存在しなければならぬことを主張しているが、審査会で調べたところ道路管理者以外の者が、道路に関する工事又は維持を行う際は、道路法第24条に基づき道路管理者の承認を得ることとなっている。

また、他の道路管理者が、他の道路に道路を接続又は交差させる工事等は、道路管理者相互間の協議で行うことになり、協議事項については、道路法第24条に規定する承認申請事項を準用することとしている。

一方、申立人が第4（1）エで列挙している施設や設備は、道路法第32条第1項や道路法施行令第7条の各号で掲げる工作物、物件又は施設に該当しないと解される。

また、同条に該当する工作物、物件又は施設の設置について、審査会で実施機関から聴取した結果及び現地の状況を確認した限りでは、該当するものを確認できなかった。

よって、これらの事実から判断すると、本件の場合、道路法第24条（または、その準用）に基づく手続がなされるものと解され、道路法第32条に基づく道路占用許可申請に係る公文書が存在しないという実施機関の主張に特段不合理な点は認められない。

したがって、本件公文書は不存在であるとする実施機関の決定は妥当であり、取り消す必要はなく、以上のことから「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

## 第6 その他

申立人は、本件事案について、実施機関が、平成15年3月31日付けで異議申立書を受領した後、平成17年1月10日まで、22か月以上異議申立書を保留し、申立人や審査会に示さなかったことは、条例第26条に違反する行為であり、県民への行政への信頼を著しく損なった行為である旨主張する。

本件事案の処理経過をみると、平成15年3月に異議申立てがされた後、諮問までに確かに1年9か月を超える日を要している。

この実施機関の対応は、群馬県情報公開条例や行政不服審査法の目的にかなったものとは言えず、適切を欠いていたものと認められ、今後は速やかな諮問がなされるよう、強く改善が望まれるものである。

## 第7 審査の経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

# 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成17年 1月20日	諮問
平成17年 2月15日	実施機関からの理由説明書を受領
平成17年 3月12日	異議申立人からの意見書を受領
平成17年 5月23日 (第111回審査会)	審議(本件事案の概要説明)
平成17年 6月17日 (第112回審査会)	審議(実施機関の口頭意見陳述)
平成17年 7月25日 (第113回審査会)	審議
平成17年 8月 4日	答申